

訓点資料に現れた中世語について

小林芳規

一、はしがき

言語の研究が、即ち、そのまま国語史の二分野たりうる、という関係である。

訓点資料と国語史との関係には、大きく分けて二つの観点が、認められる。第一の観点は、訓点資料が従来の国語史研究の空白期や不明事象を、訓点資料の良質・多量という利点に依って効果的に補うとするものである。平安朝平仮名文の成立以前の、国語資料の乏しかった平安初期の日本語の実態を、訓点資料で究明したり、文字史や日本漢字音史の研究に鍬を入れたのも、この立場である。この立場では、訓点資料の研究は、それ自身が目的ではなくて、国語史研究に寄与するという、いわば、国語史研究の主に対して、訓点資料の研究は従の関係にあるわけである。第二の観点は、訓点資料を対象とする言語の研究、それ自身に国語学としての意味がある、とするものである。訓点資料の

訓点資料の言語を対象とする研究の歩みは、第一の立場から第二の立場に移って来ている。漢文訓読語の体系を、和文語との比較によって明らかにし、且つ訓読語が和文や和漢混淆文に及ぼす影響を考察したのは、この第二の立場である。又、漢文訓読語の歴史的変遷の実態とその理法とを究明しようとするのも、この立場にある。この立場においては、平安後期や院政期、更には鎌倉時代の訓点資料においても、研究対象として正面に据えて扱うようになったために、その各資料に投影した訓読語が、その訓点資料の書かれた時期のものか或いはそれより古い時期のものであるのかという、用語の時代性に問題が生ずることにもなった。国語史の空白を埋めようとする、第一の立場では、平安初

期の訓点資料が主として扱われた。平安初期の訓点資料の用語には、確かに、当時の言葉が強く反映しているということが、漢文訓読史研究上より、指摘される。しかし、平安中期を境として、訓読の方法が、移点という操作を主とするように変改した結果は、訓読語も大きく変容し且つ固定してしまつたから、それ以後の訓点資料の用語は、当代語の反映というよりも、一時代前の訓読の語法や語彙が伝えられることが多い。従つて、平安後半期以降の訓点資料の用語を、直ちに、その加點された時期の言語と見るのは危険であるということが注意せられるようになった^①。当然といふべきである。確かに、院政期や鎌倉時代の訓点資料の中には、その資料の事情によつては、上代文献に用いられた助詞「イ」が未だ用いられていたり、漢籍の中には「ナラシ」「ケラシ」等の古形が用いられて残っていることがある。これなどは、それらの訓点資料の用語の古さを物語る一例である。

しかし、総ての訓点資料における、用語の全部が一時代前の言語であるわけではなく、これを詳細に分析し観察するならば、新形の反映することのある資料もある。例えば、

音韻・語彙・語法などと要素に分析することによつて、語彙・語法には古形が強いが、音韻面には新形が反映し易いということも考えられる。又、或る種の訓点資料の中には、音韻は無論のこと語法面においても、当代の新形を反映することが認められるということも確かに存するのである。

院政・鎌倉時代の、いわゆる中世に加點された訓点資料を調べてみると、それより前の、平安時代の訓点資料には、見出し難いような、新しい言語事象を見出すことがある。この言語事象は、國語史上、院政・鎌倉時代になつて始めて、日本語に生じた新しい事象と一致するものであつて、いわゆる中世語とされるものである。それが訓点資料にも現れて来るのである。訓点資料の言語というものは、漢文の訓読という言語行為である以上、当初から原漢文の表現そのものに制約されるのであるが、そればかりでなく、訓読という言語行為の行われる、僧侶や博士家の学問環境の、保守的な性格によつて、院政・鎌倉時代に降ると、訓読語そのものが、伝統的なものに大きく制約される所から、二重の枷を負っている。従つて、訓点資料の中に、中世語が見出されるといつても、当代の口語そのもの

が、そのまま全面的に反映するとは到底考えられないのであって、平安時代語を基調とする、伝統的な、訓読語の体系の中の諸処に、それを破って、散見するというべきであろう。

ここに、「中世語」というのは、中世—十二世紀から十六世紀中葉まで——という時期に用いられた言語の総量を指すのではなくて、狭義に、この時期に新たに生じその用法・性格がこの時期を象徴する言語事象を指す。この時期には、既に古代語の規範を離れた新しい表現が芽ばえていく。この表現は、様式の整った近代語そのものとも異なり、古代語の残照もある、中世という時の中で見出されるものであって、あくまでも中世という時代的な拘束の中にあるものである。その言語的な特徴としては、過渡的な性格が、大きな点として挙げられる。その事象の新しい表現になり切らず、同種の表現において、古代語形も用いられている中で、新形が散見するという体を呈するのが普通である。その事象の中には、後に、近代語として完成したのももあり、定着せずに消え去ったものもある。

抑も、文字によって記す場合には、特に口頭語よりも文

字言語に価値を認めた時代においては、その文字による表現を育てて来た所の、古代語の表現上の影響は、中世といえども、何らかの形で蒙ったであろうから、当代の口頭語がそのまま純粹に反映するということは極めて少ないであろう。比較的に、新形の反映し易かったと考えられる片仮名文においてさえ左様であった。まして、先に述べたような二重の制約を大きく受けている、訓点資料の言語においては、一層少ないであろうと考えるのが普通である。にも拘らず、訓点資料の中に、事実として、中世語が見出されるのである。してみれば、先ず、その実態を解明し、それが中世語のどのような面について現れているのか、そのような事象の現れる訓点資料は、一部であるのか広く一般であるのか、又、そのような事象が訓点資料にまで現れる原因はどこにあるのか、などについて究明する必要があるのである。

これらのことが解明されたならば、中世の訓点資料は、平安初期訓点資料が国語史研究に寄与したのとは、事情が異なる乍らも、別の意味で、又、中世語研究に資する面があることになるのである。

二、「仮名遣及仮名字体沿革史料」の

摘記に見る中世語について

訓点資料に中世語の存することは、訓点資料を国語史研究資料として始めて紹介した「仮名遣及仮名字体沿革史料」(以下「沿革史料」と略称する)の摘記を、その目で眺めるならば、直ちに知られる。大矢透博士の「沿革史料」

(明治四十二年三月刊)は、平安初期から室町時代に至る、

主要な訓点資料を選んで時代順に配して、始めて紹介し、

その仮名字体と仮名遣の沿革を明らかにしたものであるが、同時に、各資料の用語から拾った諸事象について、「傍

訓」「字音」「音便」「仮名遣」「語法」の項目に分けて、その語例を摘記している。資料によっては、これらの項目の

幾つかを欠く場合もあるが、院政期以降の諸資料の中から、中世語の言語事象を拾い出すことが出来るのである。

先ず、そのような言語事象の見られる訓点資料の上限を見ると、「沿革史料」の第十七面に掲げられた、石山寺蔵の

阿吒薄俱元帥大將上仏陀羅尼經修業法儀軌三巻の嘉保二年(一〇九五)訓点に現れるのが初出となる。その「語法」

欄に摘記された諸例の中、「着^セ金光甲」の語例は、上一段活用動詞の使役形が、平安時代の語法ならば「着^キシメヨ」とある所を、「セ」を介在させた、「キセシメヨ」という形になっているものである。この種の用法は、院政期以降には見られる所であつて、

將^{キヲカエテ}罷漸々^{メト}令^セ見^セ 彼方之氣色云々(真福寺蔵將門記承

徳三年点162行)

…令^ト見^シ (楊守敏旧蔵本將門記、複製本17頁)

令^レ見^ニ御使^ニ侍^ル (高山寺本古往来237行)

國王ヨロコビテクスシラメシテ、ミセシメタマフニ

(法華百座聞書抄裏177行)

などが、院政期の用例として拾われる。明治三十八年十二月二日文部省告示の「文法上許容すべき事項」の第七項に

おいて、

「得しむ」といふべき場合に「得せしむ」と用ゐるも

妨なし

と当時の文章表現に許容したのも、この種の用法が次第に一般化した趨勢のあつたことを知ることが出来る。右に挙げた例の最初に掲げた、將門記承徳三年点の訓点資料も、

「沿革史料」の第十八面に掲げてあり、その「語法」欄には、先掲の「令^{ムト}見^ミ」を摘記している。又、同じ資料の「傍訓」欄の摘要の中には、「何^{トニカ}往^キ」があり、この二例は共に、国語史上、中世語の言語事象として、夙に注目せられて来たものである。

このような、中世語の言語事象は、「沿革史料」の、院政初期の第十七面・第十八面から見出され始め、以下、最終の五十面の老子道德経天正六年点に至る、室町時代末期の訓点資料までの中から、併せて二十数面の訓点資料について摘記せられた語例において、拾い出すことが出来るのである。このように摘記の諸例の中から拾い出した諸事象を、私に整理して、(一)語法に関する事象、(二)国語の音韻に関する事象、(三)漢字音に関する事象、(四)語詞に関する事象、(五)方言に関する事象、に類別して、次に掲げることにする。

(一)、語法に関する事象

これには、(1)動詞の活用に関するもの、(2)形容詞の活用に関するもの、(3)助詞・助動詞の附属用法に関するもの、(4)時制助動詞「タ」の例、(5)助動詞の連体形の用法、があ

訓点資料に現れた中世語について(小林)

る。

(1)動詞の活用に関するもの

(イ)上一段活用動詞「用^ユキル」を、ワ行又はハ行の上二段活用としたもの

用^ユ之邦国(三十四面、群書治要建長等点、「語法」欄)

用^ユレ兵事^{ヒシム}天(五十面、老子道德経天正六年点、「語法」欄)

「語法」欄

觀其所由^{モトメ}(三十九面、論語集解嘉曆三年点、「仮名遣」欄)

遣」欄

(ロ)ヤ行動詞の連体形語尾をハ行にしたもの

和^{ハク}(五十面、老子道德経天正六年点、「語法」欄)

(ハ)ハ行及びワ行二段活用動詞の語尾を、ヤ行にしたもの

與^{ユル}命^ツ(三十九面、論語集解嘉曆三年点、「仮名遣」欄)

欄

教^ユ人(五十面、老子道德経天正六年点、「語法」欄)

種^{ユル}(四十七面、倭漢朗詠集私注永正五年点、「仮名遣」欄)

遣」欄

參^{ユル}以^{モテ}(同右四十七面、「語法」欄)

以^{モテ}(四十六面、論語義疏文明十九年点、「傍訓」欄)

注ニ 其耳目 (五十面、老子道德経天正六年点、「傍訓」欄)

用 之 (同右五十面、「傍訓」欄)

(一)「寝」の活用 (ラ行四段活用の意か。「イネラレズ」の誤認によるか)

不 寐 (三十四面、群書治要建長等点、「語法」欄)

(二)二段活用的一段化か (但し、(3)(四)の用例とも見うる)

命ツケルコト也 (五十面、老子道德経天正六年点、「語法」欄)

(三)動詞の連体形に「トモ」(終止形附属)が附く用法

得ツルモ之 (同右五十面、「語法」欄)

(2)形容詞の活用に関するもの

(イ)形容詞の終止形の「ーシン」形

凶 (同右五十面、「語法」欄)

(ロ)「緩」のシク活用 (誤推によるか)

其文緩 (三十七面、春秋経伝集解弘安元年点、「語法」欄)

(3)助詞・助動詞の附属用法に関するもの

(イ)「キセシメ」「ミセシメ」の附属 (前出)

(ロ)完了の助動詞「リ」が下二段活用動詞に附いた用法

善能 折衷之談 (二十五面、高僧伝長寛元年等点、「語法」欄)

扶 丹莩 (四十面、遊仙窟康永三年点、「語法」欄)

徹告ツケリ他耳 (同右四十面、「語法」欄)

能 書 (同右四十面、「語法」欄)

(二)連体格助詞「ノ」が、連体形に附いた用法

漢皓避秦之朝 (四十七面、倭漢朗詠集私注永正五年点、「語法」欄)

(4)時制助動詞「タ」の例 (但し、後述のように誤引の例)

風 声 (四十面、遊仙窟康永三年点、「仮名遣」欄)

(5)助動詞の連体形の用法 (連体形が、係助詞や疑問語等と

呼応せず、そのままで終止する) 但し、この例は皆、片仮名交り文。

得業ト書タルトテ (三十三面、春華秋月抄草、宗性、

「語法」欄)

見レハサ書タルト覚ユ (同三十三面、同欄)

御病ニテ御ケルト覚候 (同右、同欄)

(二) 国語の音韻に関する事象

これには、(1)語頭の狭母音の脱落、(2)長母音、(3)母音交替、(4)「イ」を「ユ」とする、(5)促音の「ツ」表記、(6)撥音「ン」の介入、がある。

(1)語頭の狭母音の脱落——代名詞「ドコ」の例

何^{トニカユキ} 往^{トニカユキ} (十八面、将門記承德三年点、「傍訓」欄)

(2)長母音

蓋^{オウムネ} (四十一面、古文孝経正平十三年点、「傍訓」及

び「仮名遣」欄)

(3)母音交替

(イ)u段とo段との交替

近^{サイトコロ} (十九面、大慈恩寺三藏法師伝古点、「傍訓」欄)

不^{カスエ}計^{カスエ} (二十一面、金光明経天承二年点、「仮名遣」欄)

計^{カスエ} (三十四面、群書治要建長等点、「音便」欄)

(ロ)a段とo段との交替

懲^{コロス} (十九面、大慈恩寺三藏法師伝古点、「傍訓」欄)

懲^{イヨシメ} (二十九面、十七条憲法承安三年点、「傍訓」

欄)

(4)「イ」を「ユ」とする

訓点資料に現れた中世語について(小林)

巖^{ユワ} (四十七面、倭漢朗詠集私注永正五年点、「仮名遣」

欄)

(5)促音便の「ツ」表記

欲^{ホツシテ} (二十七面、香葉鈔永萬元点、「音便」欄)

健^{ツヨカフシ} (三十三面、白氏文集古点、「音便」欄)

殿^{タノヒ} (五十面、老子道德経天正六年点、「音便」欄)

(6)撥音「ン」の介入

虺^ヒ (二十二面、法苑珠林長承三年点、「傍訓」欄)

(三) 漢字音に関する事象

これには、(1)唇内入声韻尾の促音化、(2)喉内入声韻尾の

促音化、(3)合拗音の表記と消失、(4)オ段拗長音、(5)長音、

(6)「シユ」を「シ」とする、がある。

(1)唇内入声韻尾の促音化

集解^{シツゲ} (四十六面、論語義疏文明十九年点、「字音」欄)

攪^{カク}鳥^{カク}習^{シツ}常^{シツ} (五十面、老子道德経天正六年点、「字音」

欄)

(2)喉内入声韻尾の促音化

百^{ヒャク}和^ワ (三十二面、春華秋月抄草、「字音」欄)

霍光クワクワ(四十一面、古文孝経正平十三年点、「字音」欄)

(3)合拗音の表記と消失

血ケツ(三十六面、古文孝経建治三年点、「字音」欄)

周最郡サイクキョウ、上郡カン(四十八面、史記永正七年点、「字音」欄)

欄

櫻鳥習常カク(五十面、前出)

(4)才段拗長音

休徵キウキョウ(四十一面、古文孝経正平十三年点、「字音」欄)

共ク(四十六面、論語義疏文明十九年点、「字音」欄)

拱ク(五十面、老子道德経天正六年点、「字音」欄)

(5)長音表記

奉行フツカク(四十七面、倭漢朗詠集私注永正五年点、「字音」欄)

欄

千峯フツ(同右、同欄)

脩シユフ(四十六面、論語義疏文明十九年点、「字音」欄)

欄

種殖シユンシツ(同右、同欄)

(6)「シユ」を「シ」とする

諄風シユンフウ(五十面、老子道德経天正六年点、「字音」欄)

椽々センツツたり焉ン(同右、同欄)

(四)、語詞に関する事象

これには、(1)「一カス」と(2)「所以ユエニ」とがある。

(1)「一カス」

廻イクラカシ天テン(十七面、阿吒薄俱元帥大将上仏陀羅尼経修

行法儀軌嘉保二年点、「語法」欄)

怒イカラカウ目メ(同右、同欄)

隆リウ法ホウ(三十五面、類聚三代格文永五年点、「傍訓」欄)

(2)「所以ユエニ」

所以ユエニ(三十九面、論語集解嘉曆三年点、「仮名遣」欄)

(四)、方言に関する事象

これには、第四十七面、倭漢朗詠集私注永正五年点の

「字音」欄に、次のような例があり、注目される。

(a)濃ウツク香カウ 朝アサ雙サウ松ソウ

(b)繚リウ亂ラン 韶シウ光クワウ 詔シウ 表ヒョウ裏リ 黃ワウ梢ショウ 蕭シウ

(a)は字音仮名遣では「ヂョウ」「ショウ」と表記されるもの、(b)は「エ段音十ウ」(レウ・セウ・ヘウ・セウ)と表

記されるものであるが、共に当時は既にオ段拗長音になっていたと見られる。^②しかるに、(a)も(b)も同一表記であつて、しかも、オ段拗長音の^oではなく、^uという長音に発音されていた反映と考えられる。この倭漢朗詠集私注の加^o点者は、九州肥後国、釈迦院の住僧であつて、摘記によると、同種の例は総て、右のような表記になっている。その^o識語は、

天台沙門秀繁書写畢

永正五年二月三日（上卷末）

九州肥後釈迦院住僧大智坊秀繁書之（花押）（下卷末）とある。ロドリゲス日本大文典の刊行は永正五年より百年降るが、その「ある国々に特有な言ひ方や発音の訛に就いて」の中、「豊後」「肥前、肥後、筑後」「筑前、博多」を説いた後に、「下」(xim)の地方全般に関する附記」として、
○この下、の九ヶ国はすべて、すばつて、(subatte)

発音する^oを長音の^uに変へる。例へば、Ixxo（一升）、so（添ふ）、pand oeng（今日）などを Ixxu（いっしゅう）、su（すう）、puni（きゅう）などといふ。

（土井忠生博士訳本六一一頁）

訓点資料に現れた中世語について（小林）

という記事がある。摘記された右掲例の「濃」「縹」等は、正にこの記事の事象に符合する。さすれば、中世の訓点資料の中には、加^o点者の地方の方言的特徴を反映することがあるのを知るのである。

大矢博士はその「槩説」において、「この書、音訓の常に異なるもの少からず、恐くは筆者の地方に於ける読癖によりて然るものならん」と注意されている。この「読癖」が具体的にどの事象を指すのか明らかではなく、又「読癖」の概念も漠然としているが、恐らく、如上の事実を踏まえて述べられたものであらう。

以上の諸例は、大矢透博士が、それらの訓点資料における仮名字体及び仮名遣の調査中に、目に触れたものを、各欄に任意に摘記せられたものであつて、未だ十分な整理と検討とを経たとは見難い。特に草創期の仕事として、誤引や誤読が無いわけではない。例えば時制助動詞「タ」の例と見られた、遊仙窟康永三年点のその箇所を、原本に就いて検討すると、

風カザレタコノハミコト聲コエ（古典保存会複製本では十六丁表）

のように「タル」とあつて誤引であつたことが判る。しか

し、先掲の諸事象の中には、同例や類例が、中世の訓点資料に実際に確かに存している、「沿革史料」の挙例よりも、時代が溯ったり、例数が多かったりするものも少なくないのである。但し、「沿革史料」は、中世語研究という一定目的に従って訓点資料から例を拾ったものとは考えられないから、用例採取の基準が明確でなく、用例を網羅したか否かの保証もない。

中世語研究の対象として、中世の訓点資料を扱うためには、中世語の概念を明らかにした上で、先ず、訓点資料を検討して、「沿革史料」で取上げた以外の資料をも広く見渡し、それらの性格や系統を予見した後に、次に、そこに現れる中世語の諸事象について、組織的にその実態や性格を調べ、そこに用いられるに至った理由等を考察しなければならぬ。

三、古文孝経の諸訓点資料に現れた

中世語について

訓点資料の今日に伝存するものは歴大な量に上る。今、院政期以降の、中世に限ったとしてもその数量は多し

て、それらの総てにわたって、ここにおいて、この一篇に取上げ論じ尽すことは、紙数の制約からも出来ない。そこで、本稿では、中世の古文孝経の訓点資料の十一点について、この問題を検討することによって、見通しを得ようと思うのである。

古文孝経の訓点資料を取上げたのは、次のような理由による。

1 現存する点数が多い。又、加點時期も鎌倉初期から室町時代の各時代にわたっている。特に中世語研究上、今後特に究明すべき時期の、鎌倉時代に、十点が現存している。これらは本文を同じくするから、比較考察することが容易である。

2 それらの訓点資料は、漢籍訓読史上、系統づけが可能であり、素性が判明している。^⑤

3 古文孝経の訓点資料には、愛知県(旧三河国)猿投神社において訓読されたものがあり、当時の地方語を探究する対象が含まれる。

4 これらの訓点資料の全巻を、筆者は、親しく、原本に就いて調査することが出来た。

5 「沿革史料」の中にも、古文孝経の訓点資料が既に二点取上げられてあり、その中から、中世語として、長母音、喉内入声韻尾の促音化、合拗音の表記、才段拗長音の諸事象の例が見られた。

本稿において対象とした、古文孝経の訓点資料の、加点点時、素姓・系統等は次のようである。

①猿投神社藏古文孝経建久六年点頼業点(略称「建久六年本」)

(識語) 書本云承安四年甲午正月上肥州二千石令授于予畢

即以清家之証本所写取也此本者 師匠御手跡也 契真法師記之

建久六年(一一九五)卯三月廿六日美州遠山之庄飯

高寺書写了

建久六年清原家本を以て書写加点点、本奥の肥州二千石は清原頼業という。美濃国で加点点。

②内藤乾吉氏藏古文孝経仁治三年識語本(「仁治識語本」)

卷首序の一部欠。識語に「文主幸若丸十六歳」とある。松

岡忠良氏藏の寛元五年(一二四七)清原教隆が実時に奉授加点点した奥書と本文が内藤本にあり、内藤本が教隆本の転

写本であるということが知られる。訓読法は清原家関東系に属する。^④

③金沢文庫本群書治要卷第九所収古文孝経(「群書治要本」)

拔萃。正嘉元年(一二五七)清原教隆の加点点。訓読法は清原家関東系。

④書陵部藏古文孝経永仁七年年点(「永仁七年年点」)

永仁七年(一二九九)清原教有(教隆の孫)の加点点。本文は宋錢塘呉三郎入道書写。訓読法は清原家関東系。

⑤三千院藏古文孝経建治三年書写加点点本(「建治三年本」)

建治三年(一二七七)金玉曆書写、加点点。本奥に「頼業良業等以此本為相伝本」とあり、良業の一子清原頼尚の本

を書写移点したとある。松岡忠良氏藏寛元五年本の奥書によると、頼尚は、承元二年に良業から家の秘説を受訓している。訓読法は清原家京都系。

⑥書陵部藏古文孝経元亨元年点本(「元亨元年本」)

元亨元年(一一三二)清原良枝が累家秘説を式部大夫殿に奉授した識語がある。寛元本の奥書によると、弘長二年(一二六二)に祖父頼尚より家説を受けている。訓読法は

清原家京都系。

⑦天理図書館蔵古文孝経正安四年点本(「正安四年本」)

(識語) 正安四年八月五日以家説授申了 直学士清原

(花押)

(別筆)「奉受説了 政秀(花押)」

正安四年(一一三〇二)の直学士は、その訓法と時期とから清原良枝、又はその近い血縁の者と考えられる。全巻中に清家とは異なった「中原家」の訓を「中」と明記して伝えてい

⑧書陵部蔵古文孝経元徳二年書写移点本(「元徳二年本」)

元徳二年(一一三三〇)清原良賢(良業の子孫)書写移点。

本云に清原定康・頼業の説や、江家・藤原忠長家説、中家本や、式家長英等の説を伝え、孝経述議に引合せたという記事もある。

⑨東洋文庫蔵古文孝経延慶元年書写本(「延慶元年本」)

奥書に「延慶元年(一一三〇八)十月廿七日書写了」とあり、又「本奥云奉授天子畢、正嘉元年(一二五七)五月二

日於雨中而奉受六角権大進殿説畢」とある。訓法は清原家説。

⑩高野山宝寿院蔵古文孝経鎌倉後期点(「宝寿院本」)

博士家の訓法を伝えるが、部分的に仏家説を交える。⁵⁾

⑪書陵部蔵古文孝経文亀二年識語本(「文亀二年本」)

(識語) 文亀二年二月日感得之朱墨両説清説無相違頗可

謂本者乎 左大史小槻宿祢時元

文亀二年(一一五〇二)感得の識語であるが、本文・訓点共に当時のもと見られる。室町時代の古文孝経の訓点資料の例として、参考に加えることにした。

以上、現存する当時の古文孝経の訓点資料は、総て清原家の訓説を伝えたものである。

これら十一點の訓点資料の全巻を説解すると、どの資料にも、中世語が指摘せられる。それを、資料との関連を考えて、(A)同一の言語事象が、十一點の殆ど総ての資料の同一箇所を用いられているもの、(B)同種の言語事象は、各資料に散見するが、語例や箇所が必ずしも共通しないもの、(C)一資料にのみ偏って、或る言語事象群が共通して現れるもの、の三つに別けて、考察することにする。

(A) 同一の言語事象が、十一點の殆ど総ての資料の同一箇所を用いられているもの。

これには(一)語法の「用ウ」と、(二)語詞の「一カス」、(三)「射サシム」の語法とが挙げられる。

(一)上一段活用動詞「用キル」をワ行上二段に活用させたもの。

〔建久六年本〕用^ウ之郷一人^ニ焉(序)

〔仁治識語本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、三九行)

〔群書治要本〕(拔萃のためこの箇所を欠く)

〔永仁七年点〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、六丁オ)

〔建治三年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、覆製本四丁ウ)

〔元亨元年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、六五行)

〔正安四年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、六八行)

〔元徳二年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、六五行)

〔延慶元年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、八丁オ)

〔宝寿院本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、五四行)

〔文龜二年本〕用^ニ之郷一人^ニ焉(序、五七行)

「モチウ」という上二段活用は、「モチキル」から転じた

新形であつて、「沿革史料」でも、群書治要建長等点・老子

訓点資料に現れた中世語について(小林)

道徳経天正六年点にも見られたものである。古文孝経建久六年本の例はそれよりも時代が溯る。又仮名の付けてない二本と宝寿院本(仏家読を交える)とを除いて、元徳二年本まで総て、この新形が用いられている。古文孝経には「モチキル」と訓読すべき所は他にもあり、そこでは上一段形が多いが、清原家点本の、序のこの箇所には、一様に、「モチウ」が現れているのである。尚、仁治識語本には、この箇所の他に、第十三章に「雖日^{トモヒ}用^ニ」(四二〇行・四二三行)の例が見られる。

(二)語詞「一カス」

〔建久六年本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (開宗明義章第一)

〔仁治識語本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (同右、一〇八行)

〔群書治要本〕(拔萃のためこの箇所を欠く)

〔永仁七年点〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (開宗明義章、第一、十丁ウ)

〔建治三年本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (同右、七丁オ)

〔元亨元年本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (同右、一二〇行)

〔正安四年本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (同右、一二四行)

〔元徳二年本〕不^レ尅^ニ昌^ニ 前^ニ烈^ニ (同右、一二四行)

〔延慶元年本〕不^{スレ}射^ハ昌^ニ 前^{レツ}烈^ニ(同右、十五丁オ)

〔宝寿院本〕不^{スレ}六^ハ尅^五昌^四 前^三烈^ニ(同右、九七行)

〔文龜二年本〕不^レ尅^レ昌^ニ 前^一烈^ニ(同右、一一一行)

「サカユ」の他動形は「サカヤス」であるが、これを「驚カス」等のカ行に活用する語に「ス」の附いた形に誤推して、「サカヤカス」とする形は、院政期から漸増し鎌倉時代に一層用いられるようになったもので、これは「口語的表現」の語詞であると説かれる。「沿革史料」にも、阿

吒薄俱元帥大将上仏陀羅尼修行儀軌嘉保二年点の「廻^{イクラカシ}」

「怒^{イクラカシ}」類聚三代格文永五年点、同じ「隆^{サカヤカシ}」が拾われた。この種の語詞は、

老^{フカラカシ} 帥^{ヲヒヤシ}費^セ 財^セ亦^セ无^セ益^セ(金沢文庫本春秋経伝集解)

卷七、文永五年点)

のように、その他の訓点資料にも散見するものである。古文孝経の古点本では、室町時代の文龜二年本を除いて、建久六年本から宝寿院本に至る鎌倉時代の点本は、この開宗明義章第一の終のこの部分の「昌」を、総てこの「サカヤカス」の語で訓読している。

(三) 「射^イサシム」の語法

〔建久六年本〕使^ヒ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(開宗明義章

第一)(「サ」は「イ」^{右傍補入})

〔仁治識語本〕使^{シテ}人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、一〇〇

行)

〔群書治要本〕(拔萃のためこの箇所を欠く)

〔永仁七年点〕使^{シテ}人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(開宗明義

章第一、十丁オ)

〔建治三年本〕使^テ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、六丁

ウ)

〔元亨元年本〕使^ヒ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、一

四行)

〔正安四年本〕使^ヒ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、一

八行)(「サ」に合点あり)

〔元徳二年本〕使^テ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、一

七行)

〔延慶元年本〕使^ヒ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、十

三丁ウ)

〔宝寿院本〕使^ヒ人^ヲ(略)射^イ天地四方^ニ(同右、九二

〔文亀二年本〕使^{マキ}人^{ヒト}（略）射^チ天地四方^チ（同右、一〇五行）

「射ル」の使役を「射^イシム」ではなくて、「射^イサシム」と表現するのは、「イサス」という表現と「イシム」という表現とが口語的場面において混淆して生じたと考えられるもので、中世に一時的に現れた言語事象であつて、他の資料にも、

躍^{フリスラシム} 魚感^ニ云^ニ（三教指帰注院政期写本三八丁オ）

命^{シテ}二般^{ハムシガ}一爾^{カウシヤクニ}之巧匠^{ツクサ、シム}一^{ヘムタイセ} 尽^ニ 変^ニ態^ニ（猿投神社蔵文選）

正安四年校本）

いさしめたまふ（本妙寺本日本紀竟宴和歌）

のように口語的性格の強い所に現れている。古文孝経の古点本では、附訓のない二例を除き、六本がこの箇所を「射サシム」の語によって訓読している。永仁七年点と元亨元年本の二本は「射^イシム」であるが、正安四年本が「サ」に合点を付し、又、建治三年本が「射^イシム」の他に「イシム」の別訓をも併記している所によると、この箇所の訓として「イサシム」と「イシム」との二訓が伝えられており、六本は「イサシム」の訓に従つて訓読していることが考えら

れる。

語法及び語詞において、古文孝経の古点本に現れた中世語と見られるのは、右の三項である。その中には、「イカス」のように、総ての資料の同一箇所には、この語詞が用いられているもの、「用ウ」のように附訓のある語例では一例を除いて他はこの新形であるもの、「射^イサス」のように、異訓の「射^イシム」と併用するがこの混淆形が優勢であるものがある。幾つかの、又は総ての資料にわたつて、同一箇所の訓として、この新形が現れているということは如何なる理由によるものであろうか。それぞれの資料の加點者が語法・語詞においてこのような新形を採用したのが偶然に一致したと考えるのは不自然である。識語によれば、その箇所々々の訓は、累家の秘説を伝えたことあり、實際に古文孝経の訓法を比較検討すると、教隆を中心とする関東系と、良業以下の京都系とで訓に部分的な少異こそあれ、大綱においては清原家の訓読として一定しているのである。しかも、新形が関東系と京都系とに係らず共に現れていることは、それ以前の、仲隆（教隆の父）とその弟良業との兩名の父に当る頼業かその祖父定康あたりの古文孝経の訓

読語の中にこの新形が既に取入れられており、それが他の訓と共に、家説として諸本に伝えられたと見るのが穏当である。定康は、元徳二年本の本奥によると、「去寛治三年(一〇八九)九月十日奉読清直講定之本」とあって、院政初期に、古文孝経の訓読説を持っていたことが分るのである。

(B) 同種の言語事象は、各資料に散見するが、語例や箇所が必ずしも一致しないもの。

これには、音韻について、漢字音の、(一)唇内入声韻尾の促音化、(二)喉内入声韻尾の促音化、(三)合拗音の表記と消失、(四)才段拗長音、国語音の、(五)u段とo段との交替、(六)促音便の「ツ」表記、(七)撥音「ン」の介入、が挙げられる。(一)唇内入声韻尾の促音化

〔建久六年本〕法。服。(卿大夫章第四) 摂^{セツ}政^{シヤク} (聖治章第十) 〔以上二語二例〕

〔仁治識語本〕法。象(天子章第二、一一九行) 摂^{セツ}政^{シヤク} (聖治章第十、三三四行) 接^{セツ}下^カ(諫諍章第廿、五五二行) 〔以上三語三例〕

〔群書治要本〕(拔萃のために該当例なし)
〔永仁七年点〕(該当例なし)

〔建治三年本〕答。對^{タイスル時} (開宗明義章第一、六丁オ) 法^{ハツ}

度(諸侯章第三、八丁オ、「ハツ」は朱書)

〔以上二語二例〕

〔元亨元年本〕法^{ハツ}服(卿大夫章第四、一六八行) 〔二語一

例〕

〔正安四年本〕摂^{セツ}政^{シヤク} (聖治章第十) 〔二語一例〕

〔元徳二年本〕(該当例なし)

〔延慶元年本〕答。對^{タイスル} (開宗明義章第一、十二丁オ) 法^{ハツ}

象(天子章第二、十五丁ウ) 法^{ハツ}。禁(三才章

第八、二十八丁オ) 〔以上三語三例〕

〔宝寿院本〕法。象^{ハツシヤク} (天子章第二、一一一行) 摂^{セツ}政^{シヤク}

(聖治章第十、二四六行) 〔二語二例〕

〔文龜二年本〕(該当例なし)

唇内入声音が無声子音に続く際に促音化する現象は、「穢^{セツ}擢^{ダク}」(三教指帰注二五丁ウ)のように、院政期の資料から見られる。古文孝経の右掲例も、それらに加わる例どもであるが、同一箇所諸資料を通じて生ずるとは限らない。

(一)喉内入声韻尾の促音化

〔建久六年本〕六。一合（序） 〔一語一例〕

〔仁治設語本〕六経（序、七行） 〔二語一例〕

〔群書治要本〕（抜萃のために該当例なし）

〔永仁七年点〕学一校（序、二丁ウ）〔一語一例〕

〔建治三年本〕偶 下（卿大夫章第四、八ウ）〔一語一例〕

爵一級（広要道章第十五、二十ウ）〔二語二例〕

〔元亨元年本〕（該当例なし）

〔正安四年本〕六。一合（序、五行） 百一穀（庶人章第六、

二一四行） 〔二語二例〕

〔元徳二年本〕偶。一。下（卿大夫章第四、一六七行） 〔一語

一例〕

〔延慶元年本〕六。一経（序、五丁ウ） 徳。一。教（天子章第

二、十五丁オ） 〔二語二例〕

〔宝寿院本〕百官（開宗明義章第一、八二行） 百穀（庶

人章第六、一七一行） 国家（閨門章第十九、

三六一行） 〔三語三例〕

〔文亀二年本〕（該当例なし）

喉内入声音が無声子音に続く際に促音化する現象は、

訓点資料に現れた中世語について（小林）

「白額」〔三教指帰注二十丁オ〕、「足下」〔高山寺本古往来四一三行〕のように、院政期の資料から見られる。古文孝経の右掲例も、これらに加わる例どもであるが、同一箇所
に諸資料を通じて生ずるとは限らない。

そこで、右の(一)(二)の二つの促音化の現象が生じた箇所について、古文孝経の古点本では、それぞれどういう音に表記されているかを表示すると別表（六四・六五頁）のようになる。

この表で分るように、促音化の現象は、常に特定箇所
の読みとして伝えられるのではなく、又、関東系・京都系と
いう系統に偏ることもなくて、偶発的である。又、一つの
資料内で同種の語に常に現れるのではない。これは、音韻
においては、伝統的な累代の訓説というものに必ずしも拘
束されずに、加点者の素養が反映するためであろう。さす
れば、この表の分布の様は、鎌倉時代における、この二現
象の実態を物語るものと考えられる。

以下の、音韻についての諸事象も、同様に考えて良さそ
うである。

別表	事象の漢字		建久六年本	仁治識語本	永仁七年点	建治三年本	元亨元年本	正安四年本	元徳二年本	延慶元年本	宝寿院本	文亀二年本
	所在	考証資料										
答対	義開宗明	第一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法象	天子章	第二章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法度	諸侯章	第三章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法服	卿大夫章	第四章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第五章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第六章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第七章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第八章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第九章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第十章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第十一章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法禁	第三	第十二章	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(一) 経内入声音の表記

(三)合拗音の表記と消失

〔建久六年本〕訓(第九章) 古訓(第四章)・道訓(第十

六章)

供祀(第十二章) 供一事(第九章)・不

供(第十四章)

〔仁治識語本〕道訓(第一章) 古訓(第四章) 訓(第

一・第九・第十六章)

供養(第十三章) 供(第十四章) 原。湿。

(第六章) 恵(第一章)

〔永仁七年点〕競(第三章)

〔建治三年本〕競(第三章) 古訓(第四章) 訓

。伝(序) 供(第十二章)

血氣(第一章) 子恵(序)

〔元亨元年本〕競(第三章) 血氣(第一章)

〔正安四年本〕古訓(第四章) 訓故(第十六章) 供

事(第九章) 競(第三章) 血氣(第一

章) 絃歌(第十七章) 恵(序) 恵(第一

章・第七章)

〔元徳二年本〕道訓・訓(第一章) 血氣(第一章)

〔延慶元年本〕訓伝(序) 供一事(第九章) 血氣(第

一章)

〔宝寿院本〕訓伝(序) 供一事(第九章) 恵(序)

血氣(第一章) 龔敬(第二十章)

〔文亀二年本〕訓(序) 喟然(序)

合拗音の内、特に「クキ」「クエ」が唇音のWを失って

直音化する現象は院政期から見られる。右の諸例もこれに

同調するものである。

(四)才段拗長音

〔建久六年本〕○待詔(序) ○龍興(序)

〔仁治識語本〕○照臨(第九章) 朝(第二十章)

○承事(第一章) 丞民(第四章) 凶一痾

(第十七章)

〔永仁七年点〕(該当例なし)

〔建治三年本〕○事業(第十二章)

〔元亨元年本〕○龍(序) 龍一敵(第六章) 尊一龍(第九

章)

〔正安四年本〕○朝一夕(第十二章) 要・要(第十四章)

章) ○龍(序) 蚊一龍(第十六章) 選一敵

(第六章) 懷龍(第二十章) 尊龍(第九章)

凶一禍(第一章) 凶一德(第十二章・第十二

章) 称(序) 称(第二章) 通称(第一

章) 承事(第一章)

〔元徳二年本〕○凶一禍(第一章)

〔延慶元年本〕(該当例なし)

〔宝寿院本〕(該当例なし)

〔文亀二年本〕○休一徵(第九章) 供一事(第九章)

オ段拗長音については旧稿にて詳述した。右の例どもはこれに加わるものである。

(田)u段とo段との交替

〔建久六年本〕是以(序)(「ウ」を「フ」) 是以(第一章)

安(序) 侮(第九章)

〔仁治識語本〕是以(第一章) 侮 慢(第九章)

〔群書治要本〕是以

〔永仁七年点〕是以(序・第一章)

〔建治三年本〕安(序)

〔元亨元年本〕是以(序) 侮 慢(第九章)

〔正安四年本〕安(序) 是以(序) 侮 慢(第九章)

〔元徳二年本〕(該当例なし)

〔延慶元年本〕(該当例なし)

〔宝寿院本〕(該当例なし)

(内)促音便の「ツ」表記

〔建治三年本〕潜(序) 避一席(第一章) 避(第一章)

〔元亨元年本〕潜(序) 全一而(第一章) 上(第三

章) 為(第二十二章)

〔正安四年本〕失(序) 潜(序) 保(第一章)

欲(第十一章) 欲(第二十一章)

〔宝寿院本〕欲(序) 欲(序) 欲(第一章)

〔文亀二年本〕言(序) 競(序) 饒(第一章)

自潜(序) 用(序) 持(序) 起(序)

作(第一章)

(出)撥音「ン」の介入

〔建久六年本〕不^{スレ}順^{カハ}（第七章）不^{スレ}納^{イレ}（第二十章）

〔群書治要本〕非^{スレ}（第四章、五例）不^{スレ}（第四章、二例）

〔建治三年本〕不^{スレ}敬^{スレ}（序）好^{ヨシ}（第八章）

〔宝寿院本〕弗^{スハ}（第二十章）日^ヒ（第十三章）

「ヒニヒニの音便か。」
本文に「日」ともあり

これらも亦、中世にその例が始めて現れる（内出）か、語として主に中世に例を見るもの（内出）である。

その他、古文孝経では各資料毎に孤例であるが、音韻上、注目せられる事象を挙げる。

○「イ」を「ユ」とする。

所謂（正安四年本。第一章・第九章の二例あり）

「沿革史料」にも、「殿」の例があった。

○長音

以^テ賢^{ケン} 舉^{ケル}（建久六年本。第九章）

「沿革史料」にも、長音と見られる例があった。

○「テウ」の「ウ」を「ン」と表したものの

兆^{チウ}一^{イチ}民^{ミン}（宝寿院本。第八章）

○「行オカサテ」

行^{ユカサテ}レ道^{ミチ}（建久六年本。第一章）

白氏文集卷三天永四年（一一一三）点にも、「播^{ホトカス} 楽章^{ガク}、歌曲^{カク}也」〔複製本三丁オ〕という例がある。

(C)、一資料にのみ偏って或る言語事象群が、共通して現れるもの。

建久六年本は、愛知県猿投神社所蔵であって、鎌倉初期に美濃国遠山之庄で書写された、地方資料である。その中で、「字」とハ行四段活用動詞の促音便とが、鎌倉時代における、古文孝経の他の訓点資料と相違する。

(一)「字」について

開宗明義章第一の冒頭の注に「仲尼者孔子字也」とある。この「字」の和訓を、猿投神社蔵建久六年本では、朱書で「アタナ」とタ行の「ダ」の音を用いて表している。

この字義は、成年男子が実名以外に付けた別名であって、古来「あざな」のザ行の「ザ」を用いているものである。古文孝経の他の訓点資料では、皆「アサナ」と付訓している。字^ジ…〔仁治識語本〕〔群書治要本〕〔永仁七年点〕〔建治

三年本〕〔元徳二年本〕〔宝寿院本〕〔文龜二年本〕〔字（訓ナシ）〕…〔元亨元年本〕〔正安四年本〕〔延慶元年本〕

「字」を「アダナ」と用いた例は、他にも、地方の古文書に拾われる。

右件^(地)伝地者紀伊国なんかのこおりあらかは^(元)ミシやうのうち、あり^(臣)あたな^(子)ふちた^(孫)ニ新庄内也、(高野山文書之)

五、又統宝簡集三十六、沙弥西信田地売券、正応二年(一二八九)正月二十五日)

あへてたのさまたけあるへからす、おうをは^(み)のうち、

あたな^(か)はくち也(勝尾寺文書、1221めおやの国かぬ島)

地売券、文暦元年十二月廿四日)

外院庄内あたな^(ッ)ホ^(ホ)反(勝尾寺文書、389山のうち)

友国田地売券、正安二年十二月八日)

あたなとおかり(勝尾寺文書、62刑部丞大江康資田地)

売券、かろくゝわんねん)

高野山文書、勝尾寺文書ともに別に「あさな」もある。

「あだな」は、或いは「徒名」との語義の混淆によって生じたとも考えうるが、梁塵秘抄の今様にも、

備後の鞆の島、その島々にて島にあら^(ず)島ならず、螺

なし^(さ)だへ(栄螺)なし石華^(い)もなし、海人の刈り^(か)ほす

若布^(わか)なし(三四九番)

訓点資料に現れた中世語について(小林)

の「さざえ」を「さだえ」と言った例があって、発音上共通する。しかも、中国地方の鞆に係る今様である。明覚の悉曇要訣に、「日本下人語ハサシスセソツタチツテトイフ、サシテッタチテトイフ、サリテヲタリテトイフ」(安永三年板卷二ノ四七)とあるのは、現代語に徴して濁音にも通ずるであろうから、このような訛語が特定の語の発音に現れることが、地方の言葉にはあったのであろう。

(二)ハ行四段活用の促音便

猿投神社蔵建久六年本には、ハ行四段活用の促音便に表記した積極例があつて、他の資料と異なっている。ハ行四段動詞の連用形は、「テ」に続いた形が大部分であり、総て音便となつており、しかも殆ど促音便である。

○「レ」表記

行^{フコナレテ}ニ匹。夫。之。孝。(序) 従^{シタカレテ}(第四章) 順^{シタカレテ}(第十

二章)トニ 其葬地^{サウノセ}(第二十章)

○無表記

統^{シタカテ}(第一章) 従^{カテ}(第二章) 脩^{シタカテ}(第十五章) 行^{フカテ}

(第一章) 合^{カナテ}(第四章) 称^{カナテ}(第二十章)

○「フ」表記

追オラテ（第十七章） 謂フツテ（第十九章） 救ヌクフツテ（第二十章）

覆フツテ（第八章）

滑イラシテ（序）

促音便が極めて多い。「フ」表記は親本等に引かれて現れたことも考えられる。因みに舌内入声音も「ㇿ」又は無表記である。これに対して古文孝経の鎌倉時代の他の訓点資料では、無表記もあるが、「フ」表記が主であって相違する。これは、建久六年本が、東国という地方の発音を反映したためと考えられるものである。

このように、美濃国という地方で加点了資料には、地方の、俗語や発音の反映するものがあることが知られるのである。

四、結びにかえて

古文孝経の訓点資料によれば、その中に、中世語の諸事象が、語法・語詞・音韻にわたって現れている。訓読の用語が伝統に制約されるといふ枠の中にあつて、語法・語詞においては院政時代の祖本に既に用いられて現れた中世語の要素が、諸本に比較的に忠実に流伝したらしい。これに

対して、音韻にあつては、漢字音・国語音を問わず、加点了の素養を反映して新要素が現れる。従つてそこに、中世語の音韻を考察する材料が得られ、又地方の加点了資料の中には、当時の地方の俗語等が窺われることになるのである。古文孝経の諸訓点資料において得た、このような見通しと方法とを手掛りとして、他の訓点資料について、中世語を洗い出し、考察するのが中世語研究の、今後の一つの課題である。

（昭和四十七年九月十日稿）

〔注〕

- ① 築島裕「訓点資料の年代的性格」（『上代文学論叢』所収、昭和四十三年十二月）
- ② 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」（広島大学文学部紀要、特集号3、昭和四十六年三月）
- ③ 拙著「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」一一七—二頁
- ④ 同右注③参照
- ⑤ 同右拙著一七四頁
- ⑥ 注②拙稿一五八頁
- ⑦ 注②拙稿一〇四頁
- ⑧ 注②拙稿一〇四頁
- ⑨ 注②拙稿一〇六頁
- ⑩ 注②拙稿一〇八頁

On Medieval Japanese
in the Contemporary Punctuation Materials

Yoshinori KOBAYASHI

By "Kunten-shiryō (punctuation materials)" are meant any Chinese writings with kana (the Japanese syllabary) and other symbols glossed between the lines so as to facilitate reading Chinese characters as rendered into Japanese. The materials of this kind since the ninth century are abundantly extant in ancient temples. Their language is strongly traditional, but the medieval kunten-shiryō written from the twelfth through the fifteenth centuries reflect new phonemes, vocabulary, and diction during this period. Consequently, they provide us with materials for the study of medieval Japanese. The present study proposes to elucidate the actual conditions and characteristics of medieval Japanese, with special reference to the kunten-shiryō in eleven different texts of *Ku-wên-hsiao-ching* (古文孝經).